

2025年2月28日
株式会社みずほ銀行

企業のDX支援に向けた〈みずほ〉の取り組みについて ～手形・小切手の全面的な電子化に伴う当座勘定の商品性改定について～

株式会社みずほ銀行（頭取：加藤 勝彦、以下「みずほ銀行」）は、全国銀行協会が策定する自主行動計画に基づき、これまでも商品性改定等[※]を行うことで手形・小切手の全面的な電子化を推進しておりますが、このたび、新たに当座勘定からの支払いを目的とした手形・小切手の振出期限を2026年9月30日（水）とすることといたしました。

2024年11月以降、下請法上の運用基準が変更され、サイトが60日を超える約束手形や電子記録債権の交付、一括決済方式による支払いは行政指導の対象となる等、企業間の取引適正化に向けた約束手形利用廃止への要請は今後も一層高まる見通しです。

また、多くの金融機関が、2027年4月以降を期日とする手形の取立受付停止や他行支払地となる手形・小切手の入金扱い受付停止を発表しており、将来的に手形・小切手を受け取る企業の手形・小切手の資金化をする手間や負担が増加することや、資金化が困難となることで企業活動に影響を与えることが想定されます。

これらを踏まえ、今般、当座勘定からの支払いを目的とした手形・小切手の振出期限を2026年9月30日（水）とすることとしました。期限以降に振り出された手形・小切手は、当座勘定からの支払いができなくなります。

手形・小切手を振り出されているお客さまや手形・小切手を受け取られているお客さまは、お取引先と支払方法の変更について早期にご相談のうえ、代替手段への切り替えを検討いただきますよう、お願いいたします。

なお、2022年8月～2025年3月にみずほ銀行より販売した未使用の約束手形・小切手は、一定の条件を満たすものにつき、ご希望に応じて買い戻しすることを検討しております。買い戻しについての詳細は、2025年9月をめどにウェブサイトにてご案内いたします。

今後も〈みずほ〉は、手形・小切手の全面的な電子化を含め、お客さまのDXならびに円滑な企業間取引の実現に向けた取り組みを推進してまいります。

※ 2023年9月22日ニュースリリース：

企業のDX支援に向けた〈みずほ〉の取り組みについて

～手形・小切手の全面的な電子化に伴う当座勘定および代金取立の商品性改定～

https://www.mizuhobank.co.jp/release/pdf/20230922release_jp.pdf

2024年9月6日ニュースリリース：

企業のDX支援に向けた〈みずほ〉の取り組みについて

～手形・小切手の全面的な電子化に伴う関連商品・サービスの商品性改定および取り
扱い終了について～

https://www.mizuhobank.co.jp/release/pdf/20230922release_jp.pdf

以 上